

由布市公示第9号

由布市自動販売機設置事業者の再公募に関する公告

由布市有施設における自動販売機について、設置事業者の選定につき、次のとおり公募型見積り入札を実施する。

令和5年3月20日

由布市長 相馬尊重

1 概要

(1) 設置場所

- | | |
|------------------|-----|
| ア 由布市湯布院健康温泉館 | 3箇所 |
| イ 由布市湯布院スポーツセンター | 2箇所 |
| ウ 由布市庄内ほのぼの温泉館 | 2箇所 |

(2) 公募する自動販売機数

設置場所ごとに各1台

(3) 設置期間

使用許可日から令和8年3月31日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、由布市が適当と判断した場合には、1年ごとに更新し、当初の使用許可日から起算して最大5年（令和10年3月31日）まで更新できるものとする。

2 参加資格

- (1) 市町村税を滞納していない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがされている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。）第2条第2項、同条第6項に規定する者。
- (5) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力がある者。

3 設置条件

(1) 自動販売機の規格等

- ア 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。

- イ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- ウ ホットアンドコールド機であること（紙パックのものを除く。）。
- エ ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- オ 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- カ 照明はタイマーによる電気調節ができる。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
- キ 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。
- ケ 施設所管課が隨時実施する売上本数及び売上額の確認作業が行える仕様であること。
- コ 安全対策
 - ① 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、由布市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ② 「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。
なお、自動販売機の汚損又は毀損、盜難等の事故が発生した場合、由布市の責に帰することが明らかな場合を除き、由布市はその責を負わない。
 - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- サ 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- シ 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

（2）販売品目の条件等

- ア 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
- イ 標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

（3）維持管理責任

- ア 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと

と。

- イ 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市に提出すること。
ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。
- ウ 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- カ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

(4) 自動販売機納付金の納付

- ア 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とすること。
- イ 自動販売機納付金は、由布市の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。
- ウ 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上本数及び売上額が確認できる書面を施設所管課に報告するとともに、施設所管課が隨時実施する売上本数及び売上額の確認作業に協力すること。

なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

(5) その他必要経費等

- ア 自動販売機（付帯電気設備を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、由布市と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事后は速やかに由布市の確認を受けること。
- イ 自動販売機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。
なお、電気使用料については子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算した金額とし、由布市の発行する納入通知書により指定する期日までに全額納入すること。

4 応募申込書及び見積書の提出方法

(1) 提出方法

書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式

(2) 提出書類

- ア 応募申込書（複数の物件番号に応募する場合は、応募する物件番号ごとに提出）
- イ 販売を行うとする清涼飲料水等の品目リスト（設置予定の自動販売機の寸法が分か
る資料と外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）
- ウ 法人登記簿謄本、または住民票謄本（写しでも可）
- エ 市町村税の完納証明書（申込日より3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可）た
だし、市町村税を納付する義務がない者については、完納証明書は不要。
- オ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書。写しでも可）
- カ 誓約書
- キ 見積書

5 見積方法及び選定方法

(1) 別紙「使用物件一覧表」に記載の物件番号ごとに、自動販売機納付金料率（以下「納
付金料率」という。）の見積りを行う。物件番号ごとに市が予定する最低納付金料率
以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積もった納付金料率の最も高い者を
設置事業者として決定することとする。

(2) 最低納付金料率は別紙「使用物件一覧表」のとおり。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所：由布市庄内町柿原302番地

由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2—2会議室

(2) 日時：令和5年3月31日（金曜日）午後2時00分

7 無効事項

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした見積り
- (2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
- (3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り（訂正印を押印していても無効）
- (4) 記入事項を判読できない見積り
- (5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
- (6) 記名押印のない見積り
- (7) 同一の物件に、同一者が2通以上の見積書を提出した見積り（代理人によるものも
含む。）
- (8) 受付期間内に到達しなかった見積り
- (9) 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り

- (10) 二重封筒により提出されなかつた見積り
- (11) 中封筒に封印がされていない見積り
- (12) その他見積りの条件に違反した見積り

8 その他

- (1) 見積り参加者の入場は自由する。ただし、参加者又はその代理人以外の方は入場できないこととする。なお、代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- (2) 見積りは、所定の様式の見積書によりすること。
- (3) その他不明な点がある場合は、由布市財政課財産管理係に問い合わせること。